

ふじみ野市男女共同参画推進条例に関する説明資料

(名称) 解説

ふじみ野市は、平成20年3月にふじみ野男女共同参画プラン（平成20年～平成29年度）を策定し、平成25年3月には後期5年間の見直しを行いました。その中で、男女共同参画推進条例の制定が重点施策に位置付けられています。

有識者等によるふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会委員12名、さらに庁内の男女共同参画推進会議において、議論を重ねてきました。

本条例の目的は男女が性別に関わらず、個性や能力を発揮できる機会が確保され、男女共同参画社会の実現を推し進める根拠とするため、条例の名称を「ふじみ野市男女共同参画推進条例」としました。

※県内の条例制定済み市町村は63のうち34が制定済み（約5割）

うち40市のうち30市が制定済み（約7割）[H27.10.1現在]

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条～第13条）

第3章 ふじみ野市男女共同参画推進審議会（第14条～第16条）

第4章 ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員（第17条）

第5章 雜則（第18条）

附則

日本国憲法には、個人の尊厳と法の下の平等がうたわれており、男女共同参画社会の形成は、我が国の社会を決定する最重要課題の一つとして位置付けられるものである。

これを踏まえ、ふじみ野市では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として、ふじみ野市男女共同参画基本計画を策定し、様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日においてもなお性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣行は根強く、雇用不安や虐待、ドメスティック・バイオレンス、多様な性のあり方等の様々な問題の根底をなし、顕在化を助長している。

このような状況を踏まえ、政策及び方針の決定過程への女性の参画や男女が共に家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立しやすい環境の整備は、緊急な課題となっている。

また、ふじみ野市では、少子高齢・人口減少化社会が進展する中にあって、子育て世代の支援や社会的弱者に配慮した防災等のまちづくりなど、社会情勢の変化に伴う地域の課題を解決する上で、男女共同参画のまちづくりを推し進めるることは必要不可欠となっている。

そのため、ふじみ野市では、市、市民、事業者等が一体となって、男女が互いの人権を尊重し、共に責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、「だれもが自分らしく活躍するまちふじみ野」を目指し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(前文) 解説

前文は、一般的に、法令制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものであり、制定の意義、理念を強調する場合に置かれます。

本文においても市の特性や課題等を明記し、男女共同参画の現状と社会情勢からも男女共同参画社会の実現の必要性や重要性を挙げ、強い決意を表明しています。

特に少子高齢、人口減少化社会が進展する中で、特に市で力を入れている子育て世代の支援や社会的弱者に配慮したまちづくりを進めるとともに、防災について強調しました。

※政策及び方針（本条例第3条(5)関連）

男女共同参画社会基本法第5条にも明記されているとおり、政策とは市における政策、方針とは民間の団体における方針のことをいいます。

※人口減少化社会

日本においては、2000年代後半もしくは、2010年代以降人口減少化社会（社会において出生数よりも死亡数の方が多く継続して人口が減少していく時期）の局面に入ったとされます。

本市においても少子高齢化が確実に進行し、長期的には人口減少に転ずると市総合振興計画後期基本計画も予測しています。

我が国の家族は、世帯人員の減少、三世代世帯の減少などにより、家族の相互扶助能力が低下してきており、高齢者単身世帯の増加は地域全体で福祉を支える必要性を高めています。

※社会的弱者

高齢者・障がい者・児童・女性・貧困層などが社会的弱者となり得ます。「高齢者・障がい者など・・・」の文言だと、逆に女性や児童などの弱者が漏れてしまうので、「社会的弱者」として広くカバーできる表現にしています。東日本大震災では、女性の下着を干す場所がない、女性のみが炊事当番に割り当たるなど女性への配慮が顧みられなかったり、高齢者、障害者などいわゆる社会的弱者といわれる人たちの権利をどう守るかが問題になりました。

※事業者等

前文のみ「事業者」ではなく「事業者等」としたのは、本来条例は市（市民・市内）のことに対してうたわれますが、前文では国、県、地方公共団体

とも連携していくことを想定し「事業者等」となっています。

※「である体」にした経緯

男女共同参画を推進することを市民等に宣言するという考え方から、「である体」としました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

第1条（目的）解説

本条例は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定するものであり、その目的を達成するため、市、市民、事業者が果たすべき役割を明らかにするとともに、施策の実施に関して必要な事項を定めています。市とは、教育委員会など市の執行機関すべてを含みます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的正措置 第1号に規定する機会の男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によって相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者又は当該関係にあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。

第2条（定義）解説

本条例において用いられる用語のうち、定義が必要と思われるものについて、説明をしています。

- (1) 「男女共同参画」とは男女が対等な構成員として職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野に参画することができ、政治的、社会的、経済的及び文化的な利益を分かち合い、同時に責任をも分かち合うことをいいます。
- (2) 「市民」とは、市内に住む人、市内にある事業所で働く人、市内にある学校で学ぶ人も含みます。条例はその効力が、市内に限られていることから、条例における市民は、ふじみ野市に住所を有する人（住民）を指すのが一般的ですが、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課すものではなく、市、市民及び事業者が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを趣旨としていることから、条例全体を通じて「市民」を広く捉えています。
- (3) 「事業者」とは、営利目的の事業者（株式会社、有限会社など）と、非営利目的の事業者（NPO法人、社会福祉法人など）及び営利、非営利を問わず事業を行っている個人事業者をいいます。また、町会・自治会・町内会も含みます。
- (4) 「積極的是正措置」とは、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することにより、男女が対等な関係になるようにするものです。
- 通常、「積極的改善措置」と使われることが多いですが、より積極的に取り組む姿勢を表すため、「積極的是正措置」としました。
- (5) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、身体への不必要的抵触、性的関係の強要、わいせつな写真の提示、または性的な噂を流すなど相手の意に反した性的な言動により相手に不快感や不利益を与えたり生活や就業の環境を害したりすることをいいます。
- (6) 「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や恋人などの親密な関係、または過去に親密な関係にあった男女間における暴力のことをいいます。また、暴力には、身体的暴力だけでなく、暴言、威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為の強要をするなどの性的暴力も含みます。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 男女が個人としての尊厳を重んじられること。
- (2) 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。
- (3) 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。

- (5) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。
- (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (8) 国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

第3条（基本理念）解説（関連：男女共同参画社会基本法第3～7条）

- (1) 憲法で保障されている男女の個人としての人権尊重を重んじることを規定しています。
- (2) あらゆる分野において直接的、間接的を問わず差別的な取扱いをしないことを規定しています。
間接的とは、一見性別に関係のない取扱いでも男女どちらかの性が不利益になる場合のことをいいます。
- (3) 男女が対等な立場で能力を発揮できる機会を確保することを規定しています。
- (4) 「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に基づいた制度や慣行によって、男女の活動の自由な選択を阻害することがないよう配慮することを規定しています。
- (5) 男女があらゆる分野において、市の政策や事業者における方針の立案、決定、実施等に対等な立場で参画し、それぞれの視点から意見等を反映させる機会を確保することが大切です。
- (6) 家庭、職場、社会活動などあらゆる分野に男女が共に参画していくためには、男女が互いに協力し、社会の理解も得て、子育て・介護などの家庭生活及び仕事や学習、地域などの社会生活における活動が円滑に行われるよう配慮することが大切です。
- (7) 生涯を通じた健康や安全な妊娠出産への配慮、特に男女が自己の性と生殖について正確な知識・情報を持ち、相手に対する思いやりを持つことが大切です。
- (8) 国における男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の取り組みと連動して進められてきました。本市においても、国や県と歩調を合わせながら、情報収集や情報提供に努め、取り組みを進めることが大切です。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

男女共同参画の推進に関する施策（積極的・正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、かつ、計画的に実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

第4条（市の責務）解説

市は、男女共同参画推進のための政策を立案し、遂行する責務があることを明記しています。

また、男女共同参画推進のための財政的措置を講ずるとともに、市民、事業者、国、他の地方公共団体と連携し、協働して推進を図っていくことを明記しています。

なお、男女共同参画社会基本法第9条においても地方公共団体の責務として施策を策定し、実施する責務があると明記されております。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

第5条（市民の責務）解説

市民は、男女共同参画の推進に関し理解を深め、様々な取り組みに努めていただくとともに、市が実施する施策をより効果的に推進するために積極的に協力していただくことを市民の責務として明記しています。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

第6条（事業者の責務）解説

事業者は、男女雇用機会均等法に基づき、募集、採用及び昇進等について、性別により異なった取扱いがないよう配慮するとともに、育児・介護休業等の休業制度やその他の就労等の環境の整備に取り組むことを事業者の責務として明記しています。

事業活動とは、事業に関わる人（雇う側、雇われる側）、N P O 法人の活動、町会・自治会・町内会の活動など広く捉えています。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場所において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

第7条（性別による権利侵害の禁止）解説

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの背景には、女性に対する差別意識や支配意識が強く存在しています。

この規定は、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる活動分野において、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他の性別による差別行為を禁止するものです。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認する表現
- (3) 過度の性的な表現

第8条（公衆に表示する情報に関する配慮）解説

市内の公共の場に表示される広告物等について、配慮を求めています。

ポスター、リーフレット、インターネットなどの公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を与えます。表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し、助長する表現、不必要的性的な表現は用いないよう配慮することを求めています。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(市の施策)

第9条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 市民及び事業者に男女共同参画に関する理解を深めるために必要な普及啓発活動並びに男女共同参画を推進する活動の情報及び学習機会の提供その他の支援に関すること。
- (2) 学校教育、社会教育その他幼少期から老齢期までのあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するために必要な措置に関すること。
- (3) 事業活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるように、子育て、介護等の支援に関すること。
- (4) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの防止並びにこれらの被害を受けた者に対する必要な支援に関すること。
- (5) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動におい

て、男女間に、参画する機会の格差が生じないように、男女共同参画の推進に資する人材の育成、登用及び活用における積極的は正措置に関するここと。

(6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報収集及び調査研究に関するここと。

第9条（市の施策）解説

(1) 市は、市民及び事業者等に男女共同参画の推進に必要な普及啓発活動を行うと共に、情報提供及び学習の機会などの支援を行うことを明記しています。

(2) 学校教育、社会教育など幼少期から老齢期まで生涯を通じて男女共同参画の推進に関する必要な措置を講ずることを明記しています。

なお、あえて幼少期から老齢期としたのは、学校教育に入る前からの意識付けが必要であるとの検討委員会のご意見からこのように明記しています。

(3) 就労等の事業活動と家庭生活と社会活動を両立できるよう、必要な支援を行うよう努めることを明記しています。

(4) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、被害者への必要な支援を行うことを明記しています。

(5) 家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる分野における活動について、男女の格差が生じないよう、男女共同参画の推進に資する人材育成に努めるとともに、男女の一方に偏らない人材の登用と活用ができるようにすることを明記しています。

※市の女性管理職（課長相当職以上）の登用率数値目標 10% (H27.4.1 現在約 9.5%)

※審議会等女性委員の構成割合の数値目標 35% (H27.4.1 現在 34.3%)

(6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題について情報収集及び調査研究することを明記しています。

（基本計画の策定）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、ふじみ野市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

第10条（基本計画の策定）解説

市では、すでに男女共同参画プランを策定していますが、今後見直しをする際には、男女共同参画推進審議会に諮問し、指摘された事項等を反映させるよう努めるとともに、速やかに公表することを明記しています。

(基本計画の年次報告)

第11条 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第11条（基本計画の年次報告）解説

男女共同参画の推進に当たっては、施策としてどのようなものが実施され、どのような効果があったのかを評価する必要があります。毎年、男女共同参画推進審議会へ報告するとともに、市のホームページその他の方法により公表します。市民等に対して公表していくことで、男女共同参画社会の実現に向けた理解と意識の高揚を図ります。

(施策の推進体制の整備)

第12条 市長は、男女共同参画に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

第12条（施策の推進体制の整備）解説

市長が男女共同参画を推進するために、担当部署の整備を図るなど、組織の充実を図ることを明記しています。

第4条にも、市の責務として推進体制の整備がうたわれていますが、検討委員会のご意見により、ここでもあえて、市長が推進体制の整備に努めることを明記し、第10条の基本計画の策定から推進体制の整備、相談窓口、審議会の設置、苦情処理委員と実施するべきことが順に明記されています。

(相談窓口)

第13条 市長は、市民が性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された場合の相談を受けるための窓口を置くものとする。

2 市長は、前項の相談を受けた場合においては、他の機関と連携を図り必要な支援を行うものとする。

第13条（相談窓口）解説

第17条に規定している苦情処理委員が取扱うのは、市の施策を対象としているため、個別事案については相談窓口を設置することを明記しました。

また、人権侵害の背景に性差別の問題があるため、あえて「性別による差別的な取扱い」と入れています。

現在、窓口については、主に市民相談における専門相談（女性のためのDV・総合相談、家庭問題に関する相談、人権相談、弁護士による法律相談など）を設置し、適切な支援につながるようにしています。条例に明記することで相談窓口サービスの根拠となり、引き続き窓口体制の充実に努めます。

また、平成26年度には、ふじみ野市配偶者暴力相談支援センターを設置しましたが、さらに関係機関と連携を強化し、DV被害者の支援対策の充実を図る

ために定めているものです。

第3章 ふじみ野市男女共同参画推進審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第14条 次の事項を調査及び審議するため、審議会を置く。

(1) 基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項

第14条（審議会の設置及び所掌事務）解説

男女共同参画に関する市の施策を効果的に推進するため、市の付属機関として「ふじみ野市男女共同参画推進審議会」を設置します。この審議会は男女共同参画プランに関する事項のほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について審議します。

重要事項とは、例えば、市の方針に関わる内容等に審議の必要が生じた場合を想定しています。

また、審議会は条例により設置するものであるため、「市長は～する。」とはなっておりません。

(審議会の組織)

第15条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し、知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第15条（審議会の組織）解説

男女共同参画推進審議会が率先して女性委員の登用を推し進めるため、本審議会の選任に当たっては、男女共同参画に関する専門的知識や経験を有する者、市内教育行政に携わる者、男女共同参画に関し先進的な取組をしている市内企業や公募委員など幅広い分野から選任し、男女の数の均衡を図るようにします。

また、必要に応じて、別に定める規則において詳細を定めることとします。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条（委員の任期）解説

委員の任期を3年としたのは、男女共同参画プランを5年ごとに見直しをするに当たり、審議会で検討するためには、各委員がふじみ野市の男女共同参画に関する施策への理解を深める期間が必要であるためです。

第4章 ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員

(苦情の申出及び処理)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女

- 共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
- 2 市民又は事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。
- 3 苦情処理委員は、前項に規定する申出があった場合は、必要に応じて、前項の施策を実施する市の執行機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該執行機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うことができる。

第17条（苦情の申出及び処理）解説（男女共同参画社会基本法第17条に準じて実施）

苦情処理委員は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの苦情の申出を受け、必要に応じて執行機関に対して是正その他の措置を講ずるよう勧告等をします。

苦情処理委員が判断し、市へ勧告等ができることで、市の施策推進がよりよい方向へ進むように努められます。

また、県では個別事案についても苦情処理委員が申出を受けることができるようになっていますが、例えば、個人が企業等にセクハラやマタハラなどを受けた場合、市の苦情処理委員が企業に対して勧告や行政指導をすることは馴染みません。現在は労働局が訴えを受理し、必要があれば会社名の公表までできる仕組みができています。

そのため、ふじみ野市の苦情処理委員は個別事案については扱わずに、市の施策に対してのみ申出を受け、必要に応じて勧告等できることとしました。

苦情処理委員の職務内容や申出における書式など詳細については、規則において定めることとします。

※県内の苦情処理体制の設置状況 市町村63のうち18が設置済み（約3割）
うち40市のうち15が設置済み（約4割）[H26.4.1現在]

（苦情の申出の例）

- ① 市が実施する講座等において、保育対応がないのは男女共同参画の趣旨に違反しているのではないか。
- ② 女性の裸像を鑑賞物として公共施設に設置していることは公共の場にふさわしくないのではないか。

第5章 雜則

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

第18条（委任）解説

本条は、必要事項を規則でも定めることとしています。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。
(ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会条例の廃止)
- 2 ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会条例（平成26年ふじみ野市条例第2号）は廃止する。